

5. 対象となる活動は

町内会の事業計画に基づいた活動中に、生じた事故が対象となります。また、事業計画になくても町内会の運営上慣例(例・回覧板の配付)となっている事業も対象となります。

● 具体的な事業・行事

- ・町内会が主催する運動会、レクリエーション、スポーツ大会、盆踊り等の親睦活動
- ・総会、役員会等の会議や町内会の研修会等
- ・町内の清掃・除排雪、防犯・防火パトロール、交通安全指導、資源回収等

● 運営上慣例となる事業

広報紙・回覧板の配付・回送、事務連絡、会費の徴収、町内会の葬儀手伝い等



● 活動の往復途中について

活動を行うために、自宅を出てから活動を終えて帰宅するまでを対象とします。町内会活動以外の私的な用事で移動経路を外れた場合は対象となりません。なお、自宅を出るとは自宅の敷地内を離れて公道に出た後、マンションなどの集合住宅は各世帯の玄関ドアを出た後のことをいいます。

● 宿泊を伴う活動について

予定された行程・活動中の事故が対象。宿泊施設内での事故は移動・入浴等通常の宿泊行為のみが対象となり、活動以外の目的で移動経路を外れた場合や泥酔等当事者の私的・恣意的行為による事故は対象となりません。

6. 見舞金の対象とならない場合

次の場合は見舞金の対象となりません。ご注意ください。

① 本人の故意、重大な過失で起こした事故

② 町内会の事業計画にない活動中の事故

③ 自宅敷地内での事故

自宅での会議資料作成等、原則として、自宅内及び自宅敷地内で行われる活動は対象となりません。

④ 事故によらない疾病の場合

(24時間以内の死亡は除く)

本共済は「不慮の事故」や「事故によるケガ」に対して見舞金を支給しています。町内会活動中に「脳梗塞」や「急性心不全」等の「疾病」で倒れて入院・通院されても傷害見舞金の対象となりません。但し、24時間以内に死亡された場合に限り、死亡見舞金Bの対象となります。



⑤ 医師等の指示によらない治療の場合

医師等の指示によらない治療とは、医療機関または整骨院以外の治療をいいます。医療機関の指示を受けていないマッサージ治療院、カイロプラクティックセンター、鍼灸院等での治療は対象となりません。

⑥ 事故発生日から180日を超えた場合

見舞金請求は、事故発生日から180日以内に請求してください。

⑦ 医療費の自己負担がなかった場合

⑧ 交通事故の場合

但し、次の場合は見舞金の対象となります。

- ・死亡見舞金A、後遺障害見舞金
- ・医療費の自己負担がある場合

⑨ 頸部症候群や腰痛等の場合

医学的他覚所見がないときや町内会活動との因果関係が不明なときには対象となりません。



このような見舞金が支給されています

傷害見舞金 ~通院が5日以内の事故の場合~ 14,290円

74歳・男性

副会長として、町内会の見守り活動中に道路の段差につまずき転倒。左第5中足骨骨折と診断され、5日間通院しました。

(見舞金内訳)

通院5日分：12,460円

薬代：630円

補装具代：1,200円

※通院した日が5日以内の事故は、診断書(治癒証明書)の提出が不要です。診断書に替えて明細書と領収書の提出が必要になります。(コピー可)

傷害見舞金 73,320円

71歳・女性

班長の夫の代理で、町内会の除雪費の集金中に凍結路面で足を滑らせて転倒。左橈骨遠位端骨折と診断され、12日間入院、13日間通院しました。

(見舞金内訳)

入院12日分：44,400円

通院13日分：24,060円

診断書料：4,860円

死亡見舞金A 200万円

77歳・男性

会長として、町内会配付用の広報紙を受け取り、帰宅途中に凍結路面で転倒。頭部を強打し、脳挫傷で約12時間後に死亡されました。

※死亡見舞金Aは、町内会活動中の外因・外傷の事故による死亡に対して支給。(事故発生日から180日以内に死亡の場合に限る)

死亡見舞金B 10万円

62歳・男性

町内会の公園清掃の後片付け中に、体調不良を訴え帰宅。数時間後に、急性心臓死による死亡が確認されました。

※死亡見舞金Bは「死亡見舞金Aに該当しない活動中の死亡」に対して支給。(発生後24時間以内に死亡の場合に限る)

全道の町内会活動を支える

道町連共済のご案内

「道町連共済」は、町内会・自治会活動中に事故にあわれたとき、見舞金を支給する『一般社団法人北海道町内会連合会』の会員相互の助けあいの事業です。町内会関係者の長年の願いにより昭和58年にスタートしました。

北海道町内会連合会に入会する正会員組織、準会員組織に所属する町内会役員や町内会員の皆さんが、ひとり年200円の会費で「道町連共済」に加入いただけます。

1. 加入は

● 個人加入

町内会の会員で町内会活動に参加される方が対象です。

● 役職加入

町内会の役員をされている方が対象です。役職名で加入し、年度途中で他の方に役職が変わられても、「変更届」の提出でそのまま新しい方に継続できます。



※ 見舞金の内容は、個人加入・役職加入ともに同じです。

■ 代理が認められる場合…

町内会活動では、回覧板や広報紙の配付等、家族の方々が代わって役割を果たすことが多いため、加入者の代理活動中の事故に限り、同居する家族のうち1名を代理として認めています。

(例) ～班長として夫が加入者の場合～

- 夫に代わり、妻が町内会費の徴収中にケガをした場合は見舞金の対象となります。
- ✕ 夫・妻・子どもの3人で町内会の夏祭りに参加し、子どもがケガをした場合は見舞金の対象となりません。

2. 共済会費と共済期間

● 共済会費

ひとり年200円

(年度途中の加入も同額)

● 共済期間

4月1日から翌年3月末日までの1年間

(年度途中の加入も3月末日まで)



3. 効力の発生は

共済の効力は、単位町内会が加入者をとりまとめ、加入者名簿を添えて共済会費を連合町内会(準会員の場合は本会事務局)に納入した翌日から発生します。

なお、4～5月の総会で役員改選する町内会が多いため、継続加入の町内会に限り、4月1日にさかのぼって効力が発生する2ヶ月間の遡及期間を設けています。

■ 共済の効力が失われる場合…

- 加入者が他市区町村に転居した場合
- 加入者が死亡した場合
- 会費が未納の場合
- 役職加入した方がその役職を終えた場合



4. 見舞金の内容

平成27年4月1日改正

見舞金の種類	支給額	条件
傷害見舞金	治療のために被害者が実際に負担した医療費	支給上限を10万円とする。医師の指示による薬代・補装具代も含む。
死亡見舞金B	10万円	死亡見舞金Aに該当しない、活動中の死亡に対して支給。発生後24時間以内に死亡の場合。
医師等の診断書(治ゆ証明書)文書料	一事故5,000円を限度に実費支給	通院した日が5日(1～5日)以内の事故は診断書(治ゆ証明書)が不要のため除く。

※注 医師等とは、医師、歯科医師、柔道整復師をいいます。

死亡見舞金A	200万円	活動中における外因・外傷の事故による死亡に対して支給。事故発生後180日以内に死亡の場合。
後遺障害見舞金	最高200万円	後遺障害の程度により支給。事故発生後180日以内に生じた場合。

※注 死亡見舞金A、後遺障害見舞金は、北海道町内会連合会が団体契約する損害保険会社から支給されます。